

東洋史研究

第六十三卷 第三號 平成十六年十二月發行

明代海禁概念の成立とその背景

—— 違禁下海から下海通番へ ——

檀 上 寛

はじめに

- 一、海禁と『明律』『違禁下海』律
- 二、市舶司の廢止と海禁の變質
- 三、「違禁下海」律と「問刑條例」
- 四、對概念としての邊禁と海禁
おわりに

はじめに

海禁とは「下海通番の禁」の略稱とされ、明清時代に國家の實施した海洋統制策の總稱である。⁽¹⁾ 具體的には、海上交通・海上貿易・漁業などを規制することによって、沿海部の治安維持や密貿易の取締りを行い、同時に中國王朝を中心とした朝貢體制を側面から補強するものであった。もちろん海禁の形態には時代的變遷があり、明代を例にとっても、明初

と明末とでは様相を大きく異にする。それは本来、海禁という措置がその時々沿海部の情勢に應じて、その役割と機能とを變化させたことによる。海禁令は沿海部の住民に對し、榜文で發せられていることから、當地域での新たな事態への應變的措施であつたことが分かるだろう。

明の海禁は、沿海部の民衆が倭寇・海賊と結託するのを恐れて、彼らの出海を禁じたことに始まる。その目的は沿海部の治安維持すなわち海防にあり、前代以來の密貿易の取締りを主眼とするものではない。しかし、ほどなく民間貿易が禁止されるに及び、海禁は密貿易の取締りの機能もあわせ持つにいたる。同時に國際貿易は國家間の朝貢貿易だけに限定されたことで、密貿易の取締りはそのまま朝貢制度の維持に直結した。海禁は朝貢制度に基づく國際秩序の確立に、一定の役割を果たすようになったのである。この點から見ても、海禁がその目的・機能の面で多様性を持ち、たえず形態を變化させていたことが窺える。逆に言えば、われわれは「海禁」の一語で明清時代の海洋統制策を括っているが、各時代・各時期の海禁の實態に即して意味づけを行わねば、とんでもない誤解を犯しかねないということだ。

それを裏づけるのが、海禁という用語の登場した背景である。もともと海禁という呼稱は明初にはなく、一般に使用され出すのは、ようやく十六世紀半ばになつてのことである。この時期、密貿易の横行や後期倭寇の跳梁もあつて、沿海部の安定をめぐる議論が活發化し、「下海通番の禁」とか「海禁」という言葉がしきりに使われた。やがて國家が政策的な意圖から海禁という用語を採用し、十六世紀後半に編纂された『萬曆大明會典』（一五八七年刊）に、初めて海禁という項目が立てられる。國制總覽ともいふべき會典の中で海禁の項目が設けられたことは、とりもなおさず海禁という概念が國家によつて公認されたことを物語る。それは種々の議論を経て海禁概念が熟成し、國家の制度全體の中に位置づけられた結果であつた。海禁は單なる一般名詞というよりは、すぐれて十六世紀的な歴史的用語であつたといえる。

從來の明代海禁研究はこうした事實に關心を拂わず、海禁の役割を通時代的に漠然と同一視し、せいぜい海禁の強化・弛緩狀況を問題にするか、あるいは海禁を所與のものとして、國際貿易や海防との關連を論じるだけであつた。また海禁

を同一的にとらえる見方は、必然的に後世の海禁をもって明初のそれを推し量り、あたかも海禁の目的は當初から密貿易の取締りにあったとか、國家の貿易獨占にあったなど種々の誤解すら生みだすことになった。こんな海禁理解の混亂は目的面だけにとどまらず、本來趣旨の異なる『明律』の「違禁下海」律を、そのまま海禁の規定だとみなすことさえ行われた。これらがいずれも間違ひであることは、かつて指摘したとおりである。⁽⁴⁾すべて海禁の歴史性を捨象して論じてきたことに起因する。

本稿ではまず、『明律』「違禁下海」律の成り立ちの検討から始め、「違禁下海」律と國初の海禁令との違いを確認した上で、やがて兩者が合體していく経緯を跡づける。同時に、明代の數次の海禁令を『明實錄』の記載に基づいて分析し、その變遷の意味を時期區分して考察する。さらに、「違禁下海」律に關わる「問刑條例」を取り上げ、それらが各時期の沿海部のどのような状況の反映で、かつそれに國家がどう對應しようとしたかを検討する。以上の考察を通して海禁の實態に迫り、最後に海禁概念が形成されてくるその背景と原因を探ってみた。

なお、本稿では海禁という言葉が一般化する以前の明初の海洋統制策についても、同じく海禁という言葉を使用する。すでに海禁が成語となっていることに加え、海洋に對する國家の統制という意味では、明初も明末も違いはないと考えるからである。

一、海禁と『明律』「違禁下海」律

周知のように、『明律』は洪武元年に初めて頒行されて以後、七年、二十二年の整理・増纂を経て、三十年の部分改訂によつて最終的に完成した。元年・七年・二十二年律は散逸して今は無く、現存しているのは三十年律の三十卷四百六十條だけである。この三十年律は明一代を通じて改訂・増減が許されず、その後は必要に応じて條例を制定して律の本文を補った。やがて明中期以後になると條例の整理が行われ、弘治十三年（一五〇〇）に最初の問刑條例が制定されると、

嘉靖・萬曆年間にも重修・増訂がなされ、明滅亡まで『明律』の本文とともに國家の根本法規として通行した。

先述した「違禁下海」律とは正確に言えば「私出外境及違禁下海」律のことで、『明律』の兵律、關津の條に收められる。その内容は次の通りである。

凡そ馬牛・軍需・鐵貨・段疋・紬絹・絲綿をもって、ひそかに外國に出て販賣する者、及び下海する者は杖一百とする。擔いだり船車に乗せた者は一等を減じ、物貨と船車はすべて官に沒收する。沒收物のうち十分を率として、三分は告發者に與えて賞にあてる。もし人や軍器をもって出境したり下海する者は絞とし、それによって國內の事情を漏洩する者は斬とする。取締りの役所や番人で犯人とグルになって運んだり、あるいは知っていないながら見逃したものは犯人と同罪とする。監察不行届きの者は三等を減じ、罪はただ杖一百、軍兵はまた一等を減ず。

條文名からも明らかのように、「私出外境及違禁下海」律は「私出外境」と「違禁下海」の大きく二つの内容に分けられる。この兩者について『唐律』との比較のもとに、その起源と意味とを考察したのが清末の法律學者沈家本である。彼は『明律目箋』關津の條で、次のように指摘する。

「私出外境」とは即ち『唐律』の「越度緣邊關塞」のことである。唐の時にはまだ海禁が存在しなかったので、「違禁下海」の條文はない。

『明律』の「私出外境」と「違禁下海」のうち、前者は『唐律』の「越度緣邊關塞」律に相當し、後者は唐代に海禁がなかったため『唐律』には條文がないという。海禁と「違禁下海」律とをストレートに結びつけているのは問題だが、前者については妥當な見解だろう。ただし、この見方には補足説明が必要である。實は『明律』關津はその冒頭に「私越冒度關津」律があり、その内容からすれば、『唐律』「越度緣邊關塞」は「私出外境」よりもこの條文に近い。沈家本自身も先の『明律目箋』關津の中で、この事實に着目して次のようにいう。

明は「越度緣邊關塞」の一條を「關津の項目に」併入したが、その後段にはまた「私出外境」の條文がある。内容は

近似しており重複である。

『明律』關津には『唐律』「越度緣邊關塞」に當たる「私越冒度關津」がありながら、わざわざ「私出外境」を設けているのは重複しているというわけである。もともと、この點についても沈家本なりの解釋があり、別の箇所で見解を提示する。彼は『歷代律令』卷八、私商越境で、『元史』本紀にある商人の越境禁止令や、南宋への武器・馬の輸出に關する禁令を擧げ、最後に總括して次のように述べる。

按ずるに、これは即ち『明律』の「私出外境」のことである。この時には南宋が存在していたので、禁令は嚴格であった。

元初にさかんに禁令が出された裏には、南宋との抗爭があったと沈家本という。沈家本はこうした禁令が『明律』「私出外境」律につながったと解釋しているが、おそらく彼の推測は間違っていない。『明律』が頒行された洪武元年正月當時、北の大都には依然として元朝が存在しており、明は北伐軍を派遣するとともに、長城周邊の民衆の動向にも注意を拂わねばならなかった。新王朝の成立とは裏腹に、北邊の混亂はいまだに収束していなかったのである。その意味で、『明律』「私出外境」律は『唐律』「越度緣邊關塞」の趣意を繼承しながらも、特に北方のモンゴルを前提に設けられたと考えてよからう。『明律』關津に重複をいとわず「私出外境」律をおいた理由は、當時の明とモンゴルとの緊迫した對立關係がその背景にあった。

では、『唐律』にはない「違禁下海」律はどうか。同じく『明律目箋』關津の中で、沈家本は次のように述べる。

『元律』（實は『元史』刑法志……引用者）には、「およそ下海の使臣および船舶商で、常に中國の生口・寶貨・戎器・馬匹を外國に送る者は、廉訪使にこれを監察させる。およそ海濱の豪民で常に〔番〕商と交通して、銅錢を貿易して下海させた者は杖一百七とする」とある。そうであれば「違禁下海」律は元代に起源するものである。

ただし彼はこの文章に續けて、宋代に發令された「違禁貨物」を持った海商の出海禁令を擧げ、「違禁下海の令は、宋の

初めに已に成文化されている。元の時になって之を斷例の中に入れたにすぎない」と括る。つまり、「違禁下海」の禁令は宋代より存在するが、それが正式に判決の基準（斷例）となったのは元代だというわけである。

ここにいう斷例というまでもなく「市舶則法」の規定で、元代には至元三十年（一二九三）と延祐元年（一二三四）の二度にわたって公布された。延祐元年の則法（『通制條格』卷十八）を例に挙げると全部で二十二條あり、大きく①抽分（關稅徵收）と舶稅（船舶稅）、②船舶の出海と歸港の手續き、③官豪・勢要の海外貿易に關する規定、④外國商船に對する規定に分かれる。^⑥③と④はここでは措くとして、海商についての規定は①を除けば②だけである。このうち出海に關わる「違禁」は二つに大別できる。一つは海商の携行貨物に關わる違禁。今一つは海商の出海方法をめぐる違禁である。まず前者については、

一、金銀・銅錢・鐵貨・男子・婦女・人口・絲綿・段疋・銷金・綾羅・米糧・軍器はすべて下海してひそかに諸外國に販賣してはならない。違反すれば、舶商・船主・綱首・事頭・火長はおの杖一百七とし、船と貨物はともに官に沒收する。もし告發する者がいて事實を得れば、官に沒した物の内より半分を賞にあてる。「犯罪の」重い者は、重い方の罪で論ず。船の出海の際には、本道の廉訪使に厳しく體察を加えさせるものとする。

とあるように、海商が金銀・銅錢や米糧・武器などの「違禁貨物」を携行して、出海貿易を行うことへの禁令である。つまり、ここでの「違禁下海」は違禁貨物の携行行為を指しており、海商の出海自體を問題にしているわけではない。海商が正規の手續きを経て一般の貨物を輸出する限り、この法令に抵觸することはなかった。他方、後者については、

一、海商が公驗・公憑を請求せずに、勝手に自分で船を出航させたときには、すべて諸人が告發して逮捕することを許す。舶商・船主・綱首・事頭・火長はおの杖一百七、船と貨物はともに官に沒收し、沒官物の内より半分を告發者に與えて賞にあてる。もしすでに船が市舶司から離れておれば、即ち沿路の所在の官司が告發して逮捕し、先の量刑に基づき追斷して賞を給す。

とあるように、海商が出航許可證の公驗・公憑を受けずにひそかに下海して交易を行う、いわば非合法の出海を指す。正規の手續きを経ないという意味での「違禁」であり、ここでは違禁貨物の携行の有無は関係ない。つまり、元代海商の出海に關する規定には、①「違禁貨物」の携行禁止、②非合法の出海貿易の禁止、という兩様の禁令が定められていたことが分かる。

實際、元代には「違禁下海」の取締りのために、貿易管理機關の市舶司の廢止と海商の出海禁止が、短期間ではあるが前後四度行われており、一般にこれらの措置を「元の海禁」と呼ぶ。このうち至元二十九年（一二九二）から三十一年（一二九四）までの第一次「海禁」が、元朝の東南アジア遠征にともなう商人への出海規制であることを除けば、残りの三回はすべて違禁貨物の流出防止を主とした貿易統制が目的である。⁽⁷⁾しかも、「元の海禁」はあくまでも海商を対象としており、後述する明の海禁が沿海部の全住民を念頭に置いているのと、かなり状況を異にする。元の海洋統制が貿易の管理を中心になされていた證左であり、その體制を法律面から支えていたのが、二度にわたって制定された「市舶則法」であった。

知られるように、明初の制度は多く元のそれを繼承しており、法律面にも元の影響が色濃く認められる。ただし、明代には元代のように「市舶則法」は制定されず、元代の「違禁下海」に係る禁令は『明律』の中に取り込まれた。現存する洪武三十年律の「私出外境及違禁下海」律は、洪武元年律にも收められていたことは間違いない（後述）、元の「市舶則法」をふまえて制定されたものと思われる。それは『明律』「違禁下海」律に規定された違禁貨物の内容が、先に見た「市舶則法」のそれとほぼ同様であることから察せられる。他方、「市舶則法」にあった今一つの禁令、つまり非合法の出海貿易の禁止については、『明律』の中で特に規定はないものの、『明律』に初めて登場した「違禁下海」という用語に、當然含意されているものと考えてよからう。⁽⁸⁾

以上のように、『明律』「違禁下海」律は海商の違禁をめぐる元の「市舶則法」を繼承するもので、基本的には密貿易全

般を取り締まる規定であった。これに對して明の海禁は海防のために發令されたもので、兩者の目的は本質的に異なっている。確かに密貿易の取締りと海防問題とは重なる部分も多く、事實「違禁下海」律の「國內の事情を漏洩する者は斬とする」との規定は、兩者の關係が無縁でなかったことを示している。あるいは海禁の法的根據はこの條文にあったのかもしれないが、量刑の基準である「違禁下海」律と、政策としての海禁とは區別して扱わねばならない。國初の海禁はあくまでも海防目的の下海禁止策であり、密貿易の取締りが主眼であったと見る餘地はまったくない。

例えば、明の海禁は洪武元年前後に實施されたようだが、史料的に確認できるのは『明太祖實錄』洪武四年十二月丙戌の次の記事である。

吳王左相靖海侯吳禎に詔して、方國珍配下の溫州・台州・慶元（寧波）三府の軍士、および蘭秀山の田糧なき民でかつて船戸に充てられていた者およそ十一萬一千七百三十人を軍籍につけ、各衛に隸屬させて軍卒とした。仍お瀬海の民がひそかに海に出ることを禁じた。

元末の群雄の一人であった方國珍が降伏した後、その配下にあった溫州・台州・慶元（寧波）の舊軍士と、舟山群島の蘭秀山の海民勢力を衛所に組み入れた時の記述である。すでに蘭秀山の海民勢力は、方國珍降伏直後の洪武元年初頭に反亂を起こし、倭寇を引き込んで沿海部で掠奪を繰り返したため、海禁令はそのころに發せられたらしい。その反亂もようやく収まった四年段階で、沿海部の民衆や海民の出海禁止¹¹海禁があらためて命じられたのである。彼らが再び出海することで、以前のような混亂を招くことを未然に防ぐためであった。海禁が沿海部の治安維持、すなわち海防のためになされたことは、この事實を見ても明らかである。

海禁を海防のための下海禁止の措置と理解した場合、ここで確認しておかねばならないのは、先の海禁令の發せられた同年同月の朱元璋の次の訓諭である。『明太祖實錄』洪武四年十二月乙未の條はいう。

上が大都督府の臣に諭して言った。朕は海道が外國に通じているため、かつてその往來を禁止した。近ごろ聞くとこ

ろによると、福建興化衛指揮李興と李春がひそかに人を派遣して海に出て貿易を行わせているという。濱海の軍衛が、彼らの行爲をどうして知らぬことがあるう。いやしくも禁戒せぬならば、人々はみな利益に惑い、罪を犯すことになるう。汝は人を遣わして彼らを諭し、犯す者があれば律に照らして處罰せよ、と。

從來この史料は「かつてその往來を禁止した」とあることから、沿海部の民衆の出海を禁じた海禁令と同列に論じることが常であつた。洪武四年の海禁令を傍證する史料とみなしたわけで、そこに獨自の意味が付與されることはなかつた。しかし文章を仔細に讀めば分かるように、この訓諭は福建の軍官の密貿易を指彈するものであつて、海防を問題にしているわけではない。彼らの不法行爲を律に照らして處斷せよというのが、朱元璋の趣旨なのである。もちろん、ここでいう律は洪武元年律以外にはなく、しかも同律の「違禁下海」律を指すことはいうまでもない。つまりこの事實は、「違禁下海」律が元年律にも存在したことを示すと同時に、朱元璋の意圖が「違禁下海」律の違反者、すなわち密貿易者の取締りにあつたことを意味しよう。海防を目的とした先の海禁令とは、まったく別次元の措置であることを知らねばならない。

言い換えれば、明初では「違禁下海」律を遵守する限り、海外貿易はなんら問題なく行えたわけで、むしろ明朝が積極的に民間貿易を奨励していたことは、いくつかの史料が物語る。⁽¹⁰⁾ 朱元璋の方針は、貿易保護のためにも密貿易者を嚴格に取締まり、同時に沿海部の攪亂者には海禁の措置で對抗しようとするものであつた。それは交易を重視する明朝が、元朝にならつて「違禁下海」律で貿易を統制し、沿海部の騷擾には新たに明朝獨自の海禁策で對應したということである。「違禁下海」律と海禁令とは完全に別個のものであり、王朝成立直後のこの段階では、両者はそれぞれ目的を異にしていたことを、まず最初に確認しておきたい。

二、市舶司の廢止と海禁の變質

當初、別個に機能した海禁令と『明律』「違禁下海」律だが、洪武七年（一三七四）に市舶司が廢止されたことで、状況

に變化が起ることになる。もともと明代の市舶司は王朝成立直前の吳元年（一三六七）十二月、太倉（江蘇省）の黃渡鎮に置かれたのを嚆矢とする。この太倉市舶司が洪武三年（一三七〇）二月に廢止されると、代わつて傳統的な對外貿易港である廣州・泉州・明州（寧波）の三カ所に置かれ、洪武七年九月まで存続した。三市舶司の廢止の理由については不明なもの、かつて指摘したように直接的原因はやはり沿海部の混亂にあつたと考えられる。^①すでに元末の慶元（寧波）では、「倭商」の暴動から日本との貿易を禁止した例もあり、あるいはこうした貿易をめぐるトラブルが頻發していた可能性もぬぐいきれない。いずれにせよ、市舶司の廢止は民間の國際貿易の廢絶につながり、かつてのように商人が自由に下海することは不可能となつた。しかも明の特徴は、國內商人の下海禁止ばかりか、外國商人の來航にも齒止めがかけられたことである。宋元以來發展してきた民間の國際貿易は完全に中斷し、國家間の「朝貢貿易」だけに限定されることになつた。周邊諸國とすれば、明の冊封を受けて明中心の國際秩序の中に加わることで、貿易の許可される體制が出來上がったといえる。

こうなると「違禁下海」律の果たす役割も、市舶司廢止以前と以後とでは違いが生じざるを得ない。元來、明の海洋統制策は、「違禁下海」律で海商の「違禁貨物」の携行や非合法の出海を取締り、民衆の出海を禁じる海禁によつて海防を補完しようというものであつた。だが密貿易と略奪とが混在する當時の情勢下では、現實問題として「違禁下海」者と海禁違反者との境界を見極めることは不可能に近い。とりわけ市舶司の廢止で海外渡航が禁止されて以後は、出海者全體が「違禁下海」者として監視の對象となり、必然的に海禁違反者も「違禁下海」律の適用範圍に含まれたと思われる。かつて應急的な措置であつた海禁は、「違禁下海」律に包攝されて法的根據を得たわけで、この變化は市舶司廢止以後の海禁令の上に端的に現れている。

『明實錄』を見ると、いわゆる「海禁令」は先の洪武四年令を除けば、明中期までに九回出されており、それらをすべて挙げると次のとおりである。

① 『明太祖實錄』 洪武十四年（一三八二）十月己巳

瀕海の民がひそかに海外諸國に通じることを禁止する。

② 『明太祖實錄』 洪武二十三年（二三九〇）十月乙酉

戸部に詔して、かさねて外國に交通することの禁令を厳しくさせた。上（洪武帝）は中國の金銀・銅錢・段疋・兵器等の物が、元朝のときから輸出禁止であるにもかかわらず、最近兩廣・浙江・福建の愚民が何も知らずに、往往にして外國と交通し、ひそかに貿易を行つてゐるということで、厳しくこれを禁止した。沿海の軍・民の役所で密貿易を放置している者も、すべて罪に處すことにした。

③ 『明太祖實錄』 洪武三十（二三九七）年四月乙酉

人民にかさねて禁令を出し、勝手に出海して外國と貿易をできないようにさせた。

④ 『明太宗實錄』 洪武三十五年（建文四年＝一四〇二）七月壬午朔

上（永樂帝）は奉天殿に歸ると、詔を下して言つた。……一、緣海の軍民人等は、近年以來、往往にしてひそかに下番して外國と交通してゐる。今後は許さぬ。所司は一に洪武の事例に遵つて禁治せよ、と。

⑤ 『明太宗實錄』 永樂二年（一四〇四）正月辛酉

民が下海することを禁止する。時に福建の瀕海の居民は、ひそかに海船に載つて外國と交通し、因りて寇を爲したので、郡縣が報告してきた。そこで命令を下して民間の海船を禁止し、もともと海船を持つてゐる者は、すべて平頭船に改造させ、所在の役所にその出入を取締まらせた。

⑥ 『明宣宗實錄』 宣德八年（一四三三）七月己未

行在（北京）都察院に命じて、ひそかに番國に通ずることの禁令を厳しくさせた。上（宣德帝）は右都御史顧佐等に諭して言つた。ひそかに外夷に通じることについては、すでに禁例がある。近年、官員・軍・民は遵守することを知ら

ず、往往にしてこっそり海舟を建造し、朝廷の使者（幹辦）と偽って、勝手に下番して外夷を擾害したり、あるいは彼らを誘引して寇を爲している。このごろ擒獲することがあって、おのおの重罪に處した。爾はかさねて前禁を明らかにし、沿海の軍・民に榜文で諭せ。犯す者があれば、諸人に告發することを許し、實を得れば犯人の財産の半分を與えよ。知っておりながら告げない者、及び軍衛の役所で見逃したまま禁じない者は、一體に治罪せよ、と。

⑦ 『明英宗實錄』正統十四年（一四四九）六月壬申

福建巡海按察僉事董應軫が言うには、舊例では瀕海の居民でひそかに外夷に通じ、番貨を貿易して國內の事情を漏洩する者、及び海賊を引きこんで邊地を劫掠する者は、正犯は極刑に處して家人は邊境に流し、事情を知りながらわざと見逃した者も同罪とされています。最近、民は往往にして利益だけを望み、この禁令を忘れております、と。上（正統帝）は刑部に命じてかさねて禁令を明らかにした。

⑧ 『明英宗實錄』景泰三年（一四五二）六月辛巳

刑部に命じて榜文を出して福建の沿海の居民に禁約し、中國の貨物を集めて販賣したり武器を置造したり、船を操つて琉球國と交通し、招引して寇を爲さないようにさせた。時に黃蕭養の亂は、多くは海寇が呼び集めたものだと言う者がいた。故にこれを禁じたのである。

⑨ 『明英宗實錄』天順三年（一四五九）七月辛巳

浙江ならびに直隸の沿海衛の軍・民に禁令を出し、ひそかに大船を建造して人を寄せ集め、武器を持って下海して盜を爲さないようにさせた。敢えて違反する者があれば、正犯は極刑に處し、家屬は邊衛に發戍する。

以上のように、海禁令は洪武十四年（一三八二）から天順三年（一四五九）までの約八十年間に九回發令されており、平均すると九年に一度の割合で下されている。このうち洪武十四年（一三八二）から建文四年（一四〇二）までの四回と、永樂二年（一四〇四）から天順三年（一四五九）までの五回とでは、後述するように明らかに方針を異にする。今かりに市舶

司廢止以前の海禁令を第一期と規定し、ここに挙げた前四者を第二期、後五者を第三期として整理すれば、およそ次のようなことがいえるだろう。

まず第二期の海禁令(①～④)は、それぞれ傍線部(原文)に「私通海外諸國」「往往交通外番、私易貨物」「擅出海與外國互市」「往往私自下番、交通外國」とあるように、海外諸國との交易を問題としており、いわば密貿易の取締りが強調されていることである。海防を目的とした第一期の海禁令と違い、「違禁下海」律の趣旨が前面に打ち出されており、先述した海禁の變化を見て取ることができる。むろんこの間、明朝は海防をなおざりにしたわけではなく、むしろ海防に全勢力を傾注していたことはかつて指摘した通りである。明朝は洪武二十年前後に島嶼部の全住民を大陸部へ移住させ、沿海住民の出海を嚴禁して海上勢力との分離を圖る一方、沿海地域に多數の城塞を築いたり衛所を増置して軍備の強化に努めた。⁽¹⁴⁾これらの措置により、洪武朝後半期にはようやく海上の混亂は沈靜化し、⁽¹⁵⁾國初以來の懸案はひとまず解決するにいたる。第二期の海禁令が密貿易の取締りを主眼とできたのも、こうした海防體制の確立が背景にあったからだろう。

しかし第三期になると、海禁令(⑤～⑨)の内容に再び變化が現れる。傍線部(原文)に「交通外國、因而爲寇」「擅自下番擾害外夷、或誘引爲寇」「私通外夷、貿易番貨、漏泄事情、及引海賊劫掠邊地者」「駕海交通琉球國、招引爲寇」「私造大船、糾集人衆、携軍器下海爲盜」とあることに注目したい。一見して分かるのは、第二期と同じく密貿易問題を取り上げながらも、新たに沿海部での略奪問題が加わっていることである。密貿易と略奪行爲とがセットで語られており、出海者の行動様式に變化の生じていることが窺える。史料では「瀕海居民」「官員・軍・民」「沿海居民」「沿海衛軍・民」が、密貿易の延長上で略奪行爲を働いたり、外來勢力を誘って沿海部を襲撃するなど、沿海住民と略奪者との一體化の様子が記されている。しかも沿海住民は自ら外地に出向いて、海上勢力と結託しているのである。中國近海で結託した従前の住民に比べ、明らかに行動範圍が擴大しているといえよう。こうした現象は第一期・第二期にも存在したが、⁽¹⁶⁾第三期に至って急激に普遍化したことが、如上の海禁令の内容となつて表れたものと思われる。

先に市舶司を廢止した時点で、海禁は「違禁下海」律に包攝されたと述べたが、それはとりもなおさず「違禁下海」律が海防をも擔うようになったことを意味した。海防がかなり徹底していた第二期はさておき、沿海住民の行動形態に變化の見られる第三期になると、海防のためにも海禁は必要不可欠となる。第三期の海禁令が密貿易の延長上に略奪問題を置き、「違禁下海」律で取締まろうとしたのはそのためである。しかし、もともと密貿易専門の「違禁下海」律で海防を論じるには無理があり、武器の携行や、情報漏洩に關する規定だけでは當然に合うはずもない。取締りを強化するには新たな法が必要で、ここに明朝は「條例」の制定を通して問題の解決を試みる。

知られるように、明代を通じて『明律』の條文は變更が許されず、その不備を補うために隨時條例が制定され、律と同等の價值を持つ國家の根本法規として通行した。第三期の海禁の發令時には、沿海部の「軍・民」に新設の條例も示されたはずだが、『明實錄』の記載からは詳しく知ることができない。わずかにその形跡が認められるのが、一つは宣德八年（一四三三）の⑥の海禁令である。密貿易を告發した者には沒收貨物の五割を與えるとあり、「違禁下海」律では三割とあるから、これが條例による規定であることは間違いない。密貿易のあまりの横行から褒賞を増加させたのだらう。今一つは正統十四年（一四四九）の⑦の禁令で、これ以前、略奪を行う者に對して正犯は極刑、家族も邊衛に流すと規定されていたことが分かる。この量刑は「違禁下海」律にはないもので、新たに條例として制定されたものであらう。天順三年（一四五九）の⑨の禁令は、それを敷衍させたものに他ならない。

第三期の海禁令は條例を伴いながら、密貿易と略奪の取締りを主眼に下された。それは年々高じる海境の混亂に向けた、法律面からの明朝の切實な對應策であつた。しかし天順三年の⑨の禁令を最後に、明朝はいわゆる海禁令を一切發しなくなる。密貿易がなくなり略奪が治まったわけではない。事實は逆であつた。むしろ沿海部の混亂はつのる一方で、それを取締ろうにも明朝はその能力を喪失し、十分に對應できなかったというのが實情に近い。實は十五世紀も半ばになると沿海衛所には缺員が目立ち、戰船や武器も老朽化して使いものにならず、明朝の海防體制は弛緩してほとんど麻痺状態とな

つていた。⁽¹⁷⁾すでに正統八年（一四四三）の時點で、「福建の沿海備倭官はぐずぐずしてやる氣がなく、兵士も綱紀が弛んで軍糧は缺乏し、賊が來ても對處できなかった」というありさまでは、海禁令をいくら出しても效果のほどは知られよう。こうしたさなか、從來の密貿易者である「軍・民」とは別個の階層が、海禁の不備を突いて密貿易事業に参加しだす。よく引用される史料だが、『東西洋考』卷七、餉稅考には次のようにある。

成化（一四六五―八七）・弘治（一四八八―一五〇五）のころ、豪門・巨室の中には巨艦に乗って海外と貿易する者がいた。奸人がひそかにその利益の穴を開け、役人もその利權を公然と取り上げることができなかった。當初はまた珍奇な物をようやく享受する程度であつたが、しばらくすると互いに引つ張り込んで亂をなし、嘉靖に至つてその弊害は頂點に達した。

ここにいう「豪門・巨室」とは沿海部の有力層であり、いわゆる後に「郷紳」と呼ばれる特權階層である。天順を経て成化・弘治のころになると、沿海部の有力層の中に自ら船を仕立て、海外貿易に乗り出す者が現れたわけだ。この時期の彼らの實態には不明な點も多いが、⁽¹⁹⁾「嘉靖大倭寇」につながる郷紳の密貿易については、十六世紀を中心にしたさまざまな角度から研究されている。その萌芽は、すでに十五世紀後半には認められるということである。

「豪門・巨室」が密貿易に乗り出した成化・弘治時代は、明代史の中では一つの轉換期にあたり、國初に確立した諸制度にも疲勞が生じて、社會の氣風にも變化が兆しだす。明末の知識人たちの認識によれば、國初以來の良風美德は成化・弘治時代を境に失われたとされ、⁽²⁰⁾確かにこの時代には衰勢の豫兆が現れていた。そうした動きに對して法制面でも見直しが起こり、明朝は弘治十三年に今まで頒布した多くの條例の中から、時宜にかなう箇條を選択・整理して律とともに通行させる。いわゆる律の補足規定の「問刑條例」である。當條例の「違禁下海」律に係る一條こそが、後に海禁の定義とされるのだが、「問刑條例」の公布時點では海禁概念も用語もなく、その形成にはなお數十年を費やさねばならなかった。その理由は何故なのか。それを検討する前に、「問刑條例」の當該の一條について次章で考察を加えておきたい。

三、「違禁下海」律と「問刑條例」

明代の「問刑條例」は弘治十三年（一五〇〇）、嘉靖二十九年（一五五〇）、嘉靖三十四年（一五五五）の編纂・重修を経て、最終的には萬曆十三年（一五八五）に三百八十二條として確定した。「私出外境及違禁下海」律に對する「弘治問刑條例」は全部で九條あり、先の「違禁下海」に關わる問題の一條は次の通りである。

一、①官民人等で勝手に二桅マスト以上の違式の大船を建造して、違禁の貨物を携帶して下海し、番國に行つて賣買したり、ひそかに海賊と通じてグルになつて徒黨を組んでいる者、及び手先（嚮導）となつて良民を劫略している者は、正犯は極刑に處し、全家は邊衛に發して軍に充てゐる。②ただ下海の人を雇つて大船を貸し與え、番貨の分け前にあずかっている者、及び大船は建造したことはないが、下海の人を集めて彼らに通じ番貨を購入する者は、ともに審問して邊衛に發して軍に充てゐる。③下海の人を搜し求め、番貨が到着するとひそかに買い取つて販賣する者の中で、蘇木・胡椒が一千斤以上に至る者もまた、審問して邊衛に發して軍に充て、番貨は官に沒收する。④小民で單桅の小船を操り、海邊の近くで魚や蝦を捕獲したり、柴木を採取している者については、巡捕の官や旗軍の兵は擾害することを許さない（①～④の數字は引用者）。

本條例は全體で四つの段落に分かれ、①～③で罪狀の内容に應じた量刑を示すとともに、最後に④で取締りに當たつての注意事項を記す。その特徴は、「違禁下海」の律文が主に海商を念頭に制定されていたのに對し、「官民人等」のあらゆる階層を想定しており、明中期段階での「違禁下海」者の複雑多様さを裏づける。

まず①は「違禁下海」の律文の趣意を繼承するものだが、密貿易と略奪行爲の一體化という事態を踏まえ、律文にはなかつた海賊との結託行爲が量刑の對象として特記される。必然的に量刑も加重されているが、その内容は前掲の海禁令⑦⑨で確認したものであり、まさに第二章で検討した海禁令の變遷の結末が、ここに凝縮されていると見てよからう。また

①が下海者本人を対象とするのに對し、②は大船の所有者が自ら下海するのではなく、「下海の人」を雇って密貿易を経営したり、あるいは持ち船はないが「下海の人」を集めて（ということとは資金援助をして）、密貿易を行うことへの禁令である。この場合、①と②が區別されているのは、もちろん「違禁下海」の形態の違いによるが、その違いにこそ明中期の特徴を認めないわけにはいかない。つまり②から窺えるのは、大船の所有者や資金援助者など、①の「官民人等」には一般化できない沿海部の有力層の擡頭である。先に挙げた「豪門・巨室」がそれに當たり、彼らが沿海部で独自の活動を展開し始めていたことがこの規定から確認できる。

同様の變化は③にもいえる。③は「番貨」が中國にもたらされた時に、それを購入して販賣することを禁止する條例である。その対象は自ら「違禁下海」する海商等の密貿易者ではなく、自分は下海せずに本土側にいて、當地で密輸品を受け取る海商以外の密貿易者を指す。國初での密貿易の具體的な形態は不明だが、少なくとも明中期には下海者と本土の密貿易者（豪門・巨室も含む）との間に連携が生まれ、中國國內での密輸品の販賣路がしだいに形成されていたことが知られる。ちなみに最後の④は上記の禁令と異なり、漁民が近海に出漁した際に、巡捕の官等が不當な取締りを行わないように命じたものである。⁽²¹⁾

以上のように、「違禁下海」律に附された「弘治問刑條例」の一條から、十五世紀末の沿海部の實情の一端を読み取ることができた。この禁令はさらに時代を経ることにより、最終的には「萬曆問刑條例」で次のように規定される。

一、(A)凡そ沿海にて下海する船隻で、號票・文引をもって出洋を許されたものの以外に、①姦豪・勢要および官民人等で勝手に二桅以上の違式の大船を建造して、違禁の貨物を携帯して下海し、番國に行つて賣買したり、ひそかに海賊と通じてグルになつて徒黨を組んでいる者、及び手先（嚮導）となつて良民を劫略している者は、正犯は「謀反已行」律に照らして斬刑に處し、その上で晒し首にして衆に示し、全家は邊衛に發して軍に充てる。(B)前項の海船を建造して夷人に賣與して利益を圖る者は、「私將應禁軍器下海、因而走泄事情」律に準據して、首たる者は斬に處し、従た

る者は邊衛に發して軍に従わせる。②ただ下海の人を雇って大船を貸し與え、番貨の分け前にあずかっている者、及び大船は建造したことはないが、下海の人を集めて彼らに通じ番貨を購入する者は、③下海の人を搜し求め、番貨が到着するとひそかに蘇木・胡椒一千斤以上を買い取って販賣する者とともに、邊衛に發して軍に充て、番貨は官に沒收する。④小民で單桅の小船を操り、執照を給せられて海邊の近くで魚を捕獲したり、柴を採取している者については、巡捕の官軍は擾害することを許さない。

「萬曆問刑條例」の規定を「弘治問刑條例」と比べた場合、①～④の箇所はやや詳細にはなっているが、基本的には同文である。新たに加えられたのは(A)(B)の傍線部分であり、そこに弘治から萬曆への變化を見て取ることができる。まず(A)に「號票・文引をもつて出洋を許された」とあるのは、「萬曆問刑條例」が海禁の緩和された後に出された法令であることによる。十六世紀中葉の海防體制再建への試みとその失敗(後述)、それに續く「嘉靖大倭寇」を経験した明朝は、隆慶元年(一五六七)前後に福建の漳州月港を開放して、中國商人の日本を除く海外諸國への出海を容認する。「號票・文引」は出海商人に與えられた出海許可證であり、それを所持しないものはすべて「違禁下海」とみなされたわけだ。⁽²²⁾また(B)は海船の「夷人」への販賣を禁止する條項だが、それが依據する「私將應禁軍器下海、因而走泄事情」律とは、「違禁下海」律の本文の一節に他ならない。軍器の輸出を律文で嚴禁しながら、重複をいとわずに條例としたのは、軍器としての海船の重要性と危険性からであろう。なおここにいる「夷人」とは主に日本人を指し、福建地方で改造された海船が日本に密賣されていたことは、嘉靖年間の史料からも窺える。⁽²³⁾おそらくそうした狀況が顯著になってきたことから、問刑條例としてあらためて規定されたものと思われる。

「弘治問刑條例」とほぼ同文の①～④についても、「萬曆問刑條例」ならではの特徵が現れている。①の冒頭が「官民人等」から「姦豪・勢要及軍民人等」に變化しているのもその一つである。「弘治問刑條例」では②の対象にすぎなかった「豪門・巨室」が、「姦豪・勢要」と呼ばれて①の分野にも進出していることが看取できる。十五世紀末段階では「下

海の人」を雇って密貿易を行うものとされた彼らが、獨自在貿易に乗り出してた證左であり、郷紳層の密貿易への關わりが進展したことを意味しよう。また④についても「執照を給せられ」という文言が附加されているが、漁民にも出漁許可證の「執照」が與えられるようになった結果であろう。⁽²⁴⁾

弘治と萬曆の兩「問刑條例」の間には八十五年の懸隔があり、沿海部の状況の變化に對應して、條例の内容にも以上のような相違が見られた。ただし、この相違は時代の経過に基づく部分的修正といつてよく、せいぜい複雑化した密貿易や凶暴化した密貿易者に對して、法的整備を行つたにすぎない。むしろ重要なのは、明中期の弘治年間に初めて「問刑條例」が制定され、第三期に頒布された各條例の總括が行われた點にある。「弘治問刑條例」の制定で國家の海洋への取り組みは再確認され、ここに密貿易の取締りと海防の一體化は正式に法的根據を得て、海禁の指針として示されたといえる。その意味では「弘治問刑條例」の制定こそ海禁概念形成の出發點であり、後にこの規定が海禁の定義とされたものなすける。いずれにせよ、これを契機に海禁の方針が明示されたわけで、時代は概念形成に向けて第四期に移行したとみなすことも可能だろう。

「弘治問刑條例」の制定には以上のような意義があるとして、ここであらためて指摘したいのは、『明律』や「問刑條例」の條文にまったく「海禁」という言葉が見出せない事實である。これは『明律』を繼承する『清律』も同様で、明清時代を通じて律および條例では海禁という用語が使用されることはない。「はじめに」でも述べたように、海禁という用語を明朝が公式に用いるのは、「萬曆問刑條例」の二年後に刊行された『萬曆大明會典』（二五八七年刊）が最初である。同書卷一三二、兵部十五、鎮戍七、各鎮通例に「海禁」という項目を立て、「弘治問刑條例」の當該の一條を引いて海禁の定義とする。以後、この傳統は清代の「會典」にも受け繼がれ、海禁はより詳細に定義されて、國家の基本方針として遵守されていく。

この場合、海禁という用語が明清時代を通じて、律と條例には一切登場することなく、「會典」の中でのみ使用されて

いるのは象徴的である。「明律」およびそれを踏襲した『清律』では、律文は永久不變の根本法規であるため、「違禁下海」の概念はそのまま條例をも規定した。國家の海洋統制に關わる違反行為は、すべて「違禁下海」の範疇で括られたのである。この事實は「違禁下海」と「海禁」とが、本來まったく別次元の用語であつたこと示唆しよう。つまり、律は犯罪行為に對する量刑の基準であり、その視點は常に違反行為の當事者に置かれている。「違禁下海」とは「違禁下海」という違反行為およびその當事者を指し、それに對する量刑の根據が律に他ならなかつた。その限りで、「違禁下海」はあくまでも律に基づく法律用語と理解してよい。

他方、海禁という言葉は「會典」に初めて登場したことからも分かるように、國家の政策としての意味合いが色濃く附加されている。もともと「會典」は律と違つて法律ではなく、王朝全體の國制總覽とも言え、王朝支配のある段階で、既存の制度・規則を體系的に集成したものである。⁽²⁵⁾ 海禁は法律用語の「違禁下海」と異なり、法令を含む海洋統制策全般にわたる政策用語であり、それゆえ「會典」の海禁の項には、「違禁下海」の條例ばかりか海禁の施行細則もあり、⁽²⁶⁾ 律に比べてその内容ははるかに多様性に富む。しかも、國制總覽という「會典」の性格上、編纂に當たつては當然のことながら時の政府の政策的意圖が反映されざるを得ない。「萬曆會典」もその例に漏れず、このとき海洋統制に關する制度・法令は海禁という用語で統一され、國家の政策として規定されたのである。

では、何故『萬曆會典』に至つて新たに海禁という項目が設けられたのか。そこにはどのような政策的意圖が込められていたのか。

四、對概念としての邊禁と海禁

海禁という用語の公的使用は『萬曆大明會典』が最初だと述べたが、明代の今一つの會典である『正德大明會典』（一五一一年刊）にはどう記載されているのか。實は『正德會典』にも「弘治問刑條例」の先の一條が引かれるが、そこでは

いまだ「海禁」という項目は設けられていない。同條例は同書卷一一〇、兵部五、鎮戍の條に、弘治十三年に奏准された備邊策の一つとして紹介されているにすぎない。十六世紀初頭には、海禁という概念が未成熟であったことを傍證するもので、この事實は正徳（一五〇六―一二）と萬曆（一五七三―一六二〇）の間の嘉靖年間（一五二一―一五六）を中心に、海禁概念が形成されたことを意味しよう。確かに嘉靖年間になると、官僚の上奏や議論の中に海禁という用語が頻出し、多くの知識人が海禁に關心を注いでいたことを裏づける。『明實錄』の中に海禁という用語が登場するのは、正徳十六年の兵部尙書彭澤の上奏を除けば、⁽²⁷⁾すべて十六世紀半ばの嘉靖二十年代以降のことである。

十六世紀初頭と中葉とでこのような違いを生み出した裏には、當然のことながら當時の沿海部での情勢の變化を想定しなくてはならない。すでに成化・弘治年間を境に顯在化していた密貿易は、十六世紀に入ると沿海部の郷紳層の參畫もあって急激に擴大し、一種の交易ブームが到來した。多くの中國人が海外に向いて密貿易に従事する一方、中國の東南沿海部には日本・琉球・東南アジア、果てはポルトガル人も交えた密貿易の據點が形成された。浙江舟山の雙嶼港や福建漳州の月港は、民族混交の國際商場として大いに賑わった。交易ブームの背景には中國と海外諸國雙方の事情があり、中國は諸外國のもたらす銀を、海外諸國は中國で生産される商品を、ともに渴望した點にまずその原因が求められる。もちろん、それを後押ししたのは中國國內の商品經濟の發展と商業化の奔流であり、周邊諸國の貿易熱やヨーロッパ人の東方進出と相俟って、かつてないほどの交易ブームを招來した。加えてそれを取締まるべき海防體制はすでに崩壞寸前であり、官・軍と密貿易者との馴れ合いが蔓延している状況下では、⁽²⁸⁾海禁はザル漏れ同然でほとんど麻痺状態であつたというしかない。

この事態の解決に向けて、明朝は嘉靖二十六年（一五四七）に浙江巡撫兼福建海道提督軍務の朱紘を東南沿海部に派遣し、海禁の徹底強化と海防の再建を命じた。⁽²⁹⁾朱紘は福建と浙江で兩面作戰を展開しつつ、翌二十七年に雙嶼港を攻撃して密貿易者を掃討すると、港灣に石や大木を沈めて廢港にし、彼らに壊滅的な打撃を與えた。しかし、密貿易で潤っていた

沿海部郷紳層の朱統への反発は強く、彼らの中央への裏工作もあって朱統は失脚、失意の内に服毒自殺を遂げたことで、沿海地帯は再び元の状況に戻ってしまう。そればかりか、朱統の死を契機に密貿易者の多くは凶暴化し、日本人やポルトガル人を誘って略奪を開始したのだから、沿海部は未曾有の騒動に巻き込まれてしまった。密貿易者と海賊との一體化した「後期倭寇」の跳梁、いわゆる「嘉靖大倭寇」の時代の到来である。

海防體制の破綻に伴う密貿易の横行、および倭寇の猛威に直面して、當時の官僚・知識人たちの間ではにわかに海洋論議が活発化する。「籌海（海洋對策）論争」とでも呼ぶべきこの論議は、おそらく中國史上最初の海洋統制をめぐる論争であり、その論點は大きく二點に集約される。一つは、崩壊した海防體制をいかにして再確立するかという問題。二つには、民間人の出海を容認すべきか否かという問題である。しかもこの兩者は密接に連關しており、後者の論争も、いずれが海防に有利であるかをめぐって展開されたものであった。大別すれば、出海容認派は出海禁止の措置こそ密貿易者の輩出につながり、その彼らが倭寇に轉じているのだから、むしろ出海を許して海洋の安定を圖るべきだとする。一方、反對派は出海を許せば華夷の區別がなくなり沿海部は一層混亂するため、逆に出海の取締りを強化すべきだという。⁽³⁰⁾客觀的に見れば前者に分があるのは明らかだが、當時にあつては國初以來の祖法の否定につながるだけに、傳統的海防觀に立つ後者の見解をなかなか覆すにはいたらなかった。

「籌海論争」のさなか、論者がさかんに口にしていたのが「國初寸板不許下海（國初、寸板も下海するを許さず）⁽³¹⁾」という有名な文言と、「下海通番（通番下海）」という常套句である。前者の「國初」が洪武帝の治世を指すのは明らかで、國初の海禁が極めて嚴格であつたという事實は、出海容認派か反對派かを問わない共通した認識であつた。海濱の古老による傳承とされるこの文言は、⁽³²⁾多分に誇張された嫌いがなくもないが、まったく根據のないものでもちろんない。明朝が洪武二十年前後に徹底した海禁策を推進したことは、すでに第二章で述べた通りである。その嚴格さがなかば傳説化して、上記の文言を生み出したものと推察される。問題は、むしろその文言をことさら強調せねばならなかった、十六世紀中葉の現

實にある。論者の意識を明初に驅り立てたその要因こそ、「寸板不許下海」とは裏腹の「下海通番」の横行する沿海部の現實に他ならなかった。

論者の議論に頻出する「下海通番」という言葉には、かつての「違禁下海」の原義にはない特別のニュアンスが含まれている。例えば林俊『見素集奏議』卷六、正違禁番貨賁縁給主疏には次のようにある。

現行の條例を考察するに、通番下海して賣買や劫掠をすれば、正犯は死罪に處し、全家は邊衛にて軍に充てるとの條文がある。蘇木・胡椒を千斤以上買取れば、邊衛にて軍に充て、貨物は官に沒收するとするの條文がある。中國と外國とを嚴格に區別し、禍亂の兆すことを禁じるためである。

見ての通り、「違禁下海」律に係る「弘治問刑條例」のくだんの一條を取り上げ、そこに記された沿海住民の出海行爲を「通番下海」と表現しているのである。「下海通番（通番下海）」という言葉が「違禁下海」律にいう單なる商人の違禁貿易ではなく、沿海部のあらゆる階層の密貿易、および略奪行爲を含意しているのは明らかだろう。こうした現象自體、決して十六世紀に特有のものではないが、普遍化・常態化が一段と進んだ點で従前とははっきり様相を異にする。誰もが容易にこぞって下海し、密貿易や略奪に勵む當時の狀況が、「違禁下海」に代わる「下海通番」という言葉を生み出したのである。その意味では、「違禁下海」が十四世紀的な用語であるのに對し、「下海通番」はやはり十六世紀的な用語だともなしてよからう。

「下海通番」の横行に悩む「籌海論爭」の當事者には、明初という時代は「寸板不許下海」の方針のもと、「下海通番の禁」が徹底した時代としてとらえられた。⁽³³⁾ただし、出海容認派は明初の政策に理解を示しつつも、明初の再現は時代錯誤だとして、「下海通番の禁」の緩和を要求する。他方、反對派は明初の再現をめざして、「下海通番の禁」の徹底を強調した。兩派の主張は政策をめぐって眞つ向から對立するもので、論争の過程で「下海通番の禁」と同義の「海禁」という用語が論者の中でしだいに定着していく。彼らにとり明初は海禁が最も有効に機能した時代であり、その海禁を海洋の安

定に向けていかに現代に實現するかが最大のテーマであった。彼らは「下海通番の禁」にまつわる政策論争を通じて、目の前の課題を明初に投影させつつ海禁という概念（用語）を生み出したのである。それゆえ海禁という言葉は、どの時代にも見られる單なる出海規制を意味するものではない。十六世紀の「下海通番」という現實を背景に、それを内在させて概念化された歴史的用語であることを知らねばならない。本稿の「はじめに」で海禁は十六世紀的な歴史的用語だと述べたのは、まさしくこの事實を指す。⁽³⁴⁾

ただ、ここで注意すべきは、海禁概念は決して「籌海論争」だけから生まれたものではなかったことである。第一章で検討した「私出外境及違禁下海」律の内、前者の「私出外境」律は、主にモンゴルとの關係を想定して制定されたと指摘した。すでに國初段階で見られたモンゴルとの密貿易や機密の漏洩に對し、その防止を目的に設けられたものであった。しかし、その後の経過は東南沿海部に對する「違禁下海」律と同様、北邊の狀況の變化に十分に對應することができなかった。邊境守備軍の武器等の違禁貨物の交易は年々顯著となり、邊境民の長城を越境しての貿易行爲も跡を絶たなかった。⁽³⁵⁾明朝はそれに對處するために、次々と條例を制定して彼らの行動の齒止めに躍起になる。東南沿海部と北邊地帯は相互に連動するかのようになり、華夷混交の無法地帯の様相を呈し始めたわけだ。

明とモンゴルとの關係が最も緊張したのは、正統十四年（一四四九）の土木の變を除けば、いうまでもなく十六世紀中葉のことである。いわゆる「北虜南倭」の騷擾であり、東南沿海部の後期倭寇と並んで、北邊ではモンゴルの侵犯が相次いだ。明は南北の難敵にさらされ對應に苦慮するが、實はこの混亂の裏には南北の邊境地帯で急激に高まる交易ブームの存在があった。ブームの由來については諸説があるが、十六世紀の盛行をもたらした最大の要因が、中國國內での爆發的な銀流通と商品生産にあったことは間違いない。邊防のために銀が投下された北邊地帯や、銀が海外から流入する東南沿海部には、華夷の混交する非合法の商場がここかしこに出現する。商人や邊境の軍・民の中にはそれを目當てに越境し、違法の交易活動に従事するものが跡を絶たなかった。⁽³⁶⁾連年繰り返されたモンゴルの中國侵略も、大量に生産される中國の

物資・商品を求めてのものであった。交易ブームの到来は、南北邊境地帯に流動化と無秩序化をもたらしたのである。⁽³⁷⁾

こうした中で、東南沿海部については「籌海論争」が起こり、海禁概念の形成につながったことは先に見た。一方北邊については、すでにこれ以前から「邊禁」という言葉が使用され、「私出外境」律を法的根拠に機能していた。今ここで邊禁の由來について詳しく分析する餘裕はないが、早くも十五世紀末には成語となっていたことが『明實錄』の記載から窺える。『明憲宗實錄』成化二年（一四七二）閏三月戊子に、

兵部奏す。延安府知府王鑑が言うには、神木・府谷縣の堡より安邊・定邊等の營塞に至るまで、相去ること千餘里であるため、巡撫・巡按・分巡等の官でやって来る者はほとんどいません。そのため邊塞の士卒は官旗に搾取されたりこき使われて、衣食は給されず、頭を垂れて意氣阻喪しております。戰馬を養う暇もなく、武器も整備できないとあっては、虜寇を防禦することも不可能です。巡撫等の官に常に「邊禁」を行わせ、姦弊を革めていただきたい。云々。とあり、また同書成化六年六月乙亥にも、

兵部尙書白圭等は戸部郎中萬翼の言うところの邊事を議した。萬翼が言うには、故事によれば邊境の境界の外では、軍・民が勝手に耕作をしたり放牧をしたりすることは許されません。ところが數年來、邊境守備の諸將はひそかに軍士に命じて境界の外で沃土を開墾させ、各堡で家畜を分牧させているので、寇虜の侵攻を招いて我が方の田糧を掠め取られております。巡按御史に「邊禁」の取り決めに實行させ、延綏の鎮守諸官に通達してこれを禁じていただきたい。云々。

とある。邊禁とは沿海部で海禁が果たした役割と同様、北邊の軍・民を統制するのが狙いであり、成化年間には一般的な用語となっていたことが知られよう。この邊禁が十六世紀の「北虜」の擡頭とともに、いっそう重要度を増したのも當然といえば當然であった。もっとも、「北虜」の侵攻に悩んだ嘉靖年間の『明實錄』に、邊禁という言葉がまったく見えないのは不思議だが、それはこの時期、北邊でのトラブルが消滅したというわけではもちろんない。むしろ軍・民の越境や

密貿易は活發化し、その對策に明朝が追われたことは知られている通りである。一説ではモンゴルの執拗なまでの侵略も、北邊での密貿易の公認化を求めていることであつたといふ。⁽³⁸⁾

當時の知識人には、北と南の混亂は邊防という點では同等の重みをもち、「籌海論爭」の當事者たちにも北邊の動きは常に意識されていた。⁽³⁹⁾ おそらく彼らにとつては邊禁という言葉は耳慣れたものであり、それが海禁という用語と概念の形成にも影響したのではなからうか。つまり北の邊禁に對する南の海禁という文脈で、海禁概念の形成を促したということである。逆に海禁概念が邊禁概念の内容を、より深めた面もあつたかも知れない。海禁と同様、邊禁という項目が『萬曆會典』の中に初めて設けられたことは、⁽⁴⁰⁾ 兩者が南北一對のものとして理解された證であり、海禁概念の形成を考える上で示唆的である。海禁概念と邊禁概念とは沿海部と北邊との混亂を背景に、それぞれ互いに刺激し合つて形成された對概念だとみなすことができる。

では、『萬曆會典』にわざわざ海禁と邊禁の項目を立てたのは何故なのか。そこにはどのような政策的意圖があつたのか。ここで注目したいのが、すでに『萬曆會典』が刊行される以前、明朝は北と南でそれぞれ新たな體制を構築していた事實である。まず北方では、長年にわたるモンゴルとの抗爭に終止符を打ち、隆慶五年（一五七二）の和議で大同・宣府等に互市を開設したことである（隆慶和議）。⁽⁴¹⁾ モンゴルと明との間で平和的な交易が可能となり、以後明末に至るまで兩者の關係は基本的に安定が保たれた。一方、南では隆慶元年（一五六七）前後に密貿易の根據地であつた漳州月港が開港され、中國商人による出海貿易が許可された。對日本貿易は相變わらず禁止されていたが、東南アジア地域には手續きさえ踏めば、中國商人は自由に航行できるようになつた。「籌海論爭」の最終的な決着ともいえ、國初以來の海禁政策の大きな方向轉換であつた。

『萬曆會典』刊行に先立つ隆慶年間には、明の對外方針に變更が見られ、從來とは異なる新たな局面が出來た。北と南に交易場ないし出海場が設けられたことは、舊來の體制の否定にもつながる畫期的な措置であつた。特に月港の開港は

二百年來の傳統を打ち破るもので、明はこれ以後國初と同様、出海商人から關稅を徵收して財政の基礎とする。⁽⁴²⁾ 確かにこれを期に、沿海部の混亂が沈靜化に向かったのは事實である。しかしながら、新體制のもとで邊禁や海禁がなくなったのかといえど決してそうではなく、兩者はその後も邊境統制のために機能し續けた。南北邊境の一部開放は、同じ邊禁・海禁體制下での新しいルールの創出にすぎず、しかも後者については監視の行いやすい月港一港のみが開放されただけであった。⁽⁴³⁾ その限りで、通説にいう海禁の「解除」とか「一部解除」という表現も、嚴密に言えば正しくない。海禁は解除されたのではなく、まさに福建巡撫許孚遠の言うように、「これを通ずるの中において、これを禁ずるの法を申らかにす^{あき}（于通之之中、申禁之之法⁽⁴⁴⁾）」⁽⁴⁴⁾ ることで、生まれ變わったのである。明朝の意圖は、むしろ海禁の再確立にあったと見なければならぬ。

『萬曆會典』に邊禁と海禁の項目が設けられたのは、一つには邊禁・海禁という用語がすでに一般化して、その用語および概念で關連史料を總括できたことが確かにある。だが最大の目的は、おそらく別のところに存在したに違いない。互市の開設や月港の開港など、生まれ變わった邊禁・海禁體制の新たな意義づけを、そこに求めたのではなからうか。南北邊境地帯の部分開放を前提に、あらためて海禁と邊禁の重要性を確認したのが、『萬曆會典』に置かれた兩項目だったと理解したい。それはまた、邊禁・海禁という用語（概念）が明朝によって初めて認定され、國家の制度全體の中に位置づけられたということでもある。今まで沿海部の情況に即した應變的な措置にすぎなかった海禁は、ここに特別の意味を付與された國家公認の政策用語となったわけだ。「籌海論爭」で熟成した海禁概念は、漳州月港の開港となって實體化し、さらに「會典」に記載されることで政策用語として確立した。その意味では『萬曆會典』の刊行をもって、明代の海禁はその概念化をひとまず達成したとみなすこともできるだろう。海禁概念は荒ぶる海上の波を幾度となく潜り抜ける中で、明末にいたってようやく完成したのである。

おわりに

『萬曆會典』刊行以後を第五期と規定した上で、最後にあらためて海禁概念の形成過程を確認しておきたい。本稿では明初⁽⁴⁵⁾の海禁施行から概念完成までを時期区分し、各時期の特徴を説明したが、今一度整理して例示すれば次のようになるだろう。

第一期、洪武元年（一三六八）	～洪武七年（一三七四）	………	先行期
第二期、洪武七年（一三七四）	～永樂二年（一四〇四）	………	準備期
第三期、永樂二年（一四〇四）	～弘治十三年（一五〇〇）	………	萌芽期
第四期、弘治十三年（一五〇〇）	～萬曆十五年（一五八七）	………	形成期
第五期、萬曆十五年（一五八七）	～	………	完成期

第一期の洪武元年はいうまでもなく明朝の成立した年で、同年に海禁が實施されたとの前提に立つ。この時期の海禁は民間交易が獎勵される中での臨時的な措置であり、おそらく洪武帝も恒久的な制度とするつもりはなかったのではないか。しかし「遼禁下海」律と異なり海防を主目的とする點で海禁の先驅的な形態と言え、後世の海禁に先立つ「先行期」と位置づけることができる。第二期は洪武七年の市舶司の廢止で海禁が「遼禁下海」律に包攝された時期で、いわゆる海禁令は密貿易の取締りを主要な任務とした。海防を目的とした第一期の海禁と「遼禁下海」律との境界がなくなったわけ⁽⁴⁶⁾で、後世の海禁の「準備期」とみなし得る。永樂二年に始まる第三期は、元年に市舶司が復活したこともあり、それに對應して海禁令にも變化が現れた。その特徴は密貿易の取締りと海防とを一體化させた出海禁止にあり、後世の海禁の要素はすべて含まれている。この時期を「萌芽期」と呼ぶゆえんである。第四期の「形成期」には、弘治十三年の「弘治問刑條例」の制定で海禁の概念化が始まり、「嘉靖大倭寇」と「籌海論爭」の中で海禁概念は熟成し定着していく。やがて第五

期の萬曆十五年の『萬曆大明會典』の編纂で、海禁は國家公認の政策用語となり、海禁概念は「完成期」を迎えることになる。

あらためて斷るまでもなく、以上の時期区分は海禁概念の形成過程に即したもので、海禁の制度面や機能面での變遷をたどったものではない。後者の面に着目すれば、準備期（第二期）の洪武二十年前後こそ海禁は最も有効に機能したし、逆に形成期（第四期）の一時期はほとんど麻痺状態であった。むしろ海禁概念は弛緩した海禁を再建する中で形成されており、「籌海論爭」の論者たちの現状認識がそれを促し、やがて共通理解としての海禁という用語を生み出したとみなし得る。彼らの目を海禁に向けさせたものこそ、「違禁下海」から「下海通番」へと激變した、當時の沿海部の情況にあったことはいうまでもない。實體としての海禁はすでに明初からあり、先行する實體に約二世紀後れて用語と概念とが成立したというのが實情に近い。その點から言っても、「籌海論爭」の當事者たちが明初の施策を海禁とみなしたのは理由があるし、また我々が海禁と呼ぶことに何のためらいも感じる必要はなからう。

では、結局のところ海禁とは一體何なのか。簡単に言えば、密貿易の取締りと海防を目的にした、沿海住民の出海禁止ないし規制措置を中心とする國家の海洋統制策の總稱とでも規定できようか。國初にあっては朝貢制度と結びついて、海禁Ⅱ朝貢システムとして國際秩序の確立にも貢獻したが、⁽⁴⁶⁾本來の目的はあくまでも沿海住民および海洋に對して、國家の望むような統制を加えることにある。沿海部に出現した華夷混交の無秩序情況が海禁を要請し、國家は海禁によってようやく沿海部の安定を得たということである。

その限りで、いわゆる「元の海禁」は「明の海禁」に引き付けた言い方であって、この用法はどう考えてもおかしい。元代に行われたのは對商人向けの單なる出海規制でしかなく、そこには華夷混交の沿海部の情況はいまだ想定されていない。まして歴代王朝にも出海規制が見られることから、海禁を通時代的な措置ととらえる向きもあるが、この見方はなおさらおかしい。⁽⁴⁷⁾海禁と出海規制とは、統制の對象および社會經濟的條件とで大きな違いがあり、同列に論じるには無理

がある。海禁が實施される背景には、國家の規制に背いてまでも下海しようとする沿海住民の強い衝動と、彼らの量的廣がりのあることを忘れてはならない。海禁は「下海通番」が一般化した明清時代ならではの、國家の沿海住民に對する海洋統制策だったのである。

海禁を以上のように理解するとして、では海禁概念はその後どのように展開したか。『萬曆會典』に初めて登場した海禁という用語は、當然のことながら清の「會典」にも踏襲され、その概念化を一層深めていく。例えば本文と「事例（則例）」とを初めて區分した『乾隆大清會典』では、同書卷六十五、兵部、職方清吏司に獨立した海禁の條を設け、海禁の定義を明記する。その内容は「海外耕種之禁」「海船製造之禁」「出入海洋之禁」「貨物出洋之禁」「軍器出洋之禁」「沿海弁兵之禁」に分類され、それぞれ詳細な説明を附す。事例についても六十三例が『乾隆大清會典則例』に收められ、兩者相俟つて清代海禁の全貌が明らかにされる。かつて『萬曆會典』では「弘治問刑條例」の一文で代用された海禁概念が、『乾隆會典』では先の項目ごとに説明され、より緻密で總合的な海禁概念が提示されているのである。

長期的に見れば、十六世紀中葉に始まった海禁概念の形成の動きは、『萬曆會典』の刊行でひとまず完成し、『乾隆會典』にいたって最終的に確立したとみなすこともできるだろう。その意味でも、明清時代の海洋統制策は一つながりのものとして理解する必要があるのだが、本稿では明代の海禁概念の形成を概観しただけで、清代にはほとんど言及することができなかった。本稿の論旨とは外れるため、あえて取り上げなかった海禁と朝貢制度との關係も、さらに追求すべき課題の一つである。また元の「市舶則法」にあった外國船舶に對する規定が、明代にはどうなったのか。月港開港に先立つ十六世紀初頭に、外國船舶との廣州貿易が始まっている以上、この問題も無視できない。⁽⁴⁸⁾ 明の海禁體制のもとでは、中國人の出海問題と外國人の來航問題とは、どのように位置づけられていたのか。あるいは廣州貿易と漳州（月港）貿易との違いはどこにあるのか。單に外國船舶と中國船舶との管理部署の相違だけの問題なのか等々、明代の海禁概念を知る上で解明すべき疑問は依然として多い。すべて今後の課題としておきたい。

註

- (1) 佐久間重男『日明關係史の研究』吉川弘文館、一九九二年。
- (2) 本稿でいう海洋統制策の「海洋」とは、海上だけではなく、大陸沿岸部および近海の島嶼部も含んでいることを了解されたい。
- (3) 檀上寛「明初海禁と朝貢——明朝專制支配の理解に寄せて——」『明清時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年。
- (4) 註(3)、檀上論文參照。
- (5) 『歷代律令』卷八「世祖紀、中統元年四月、禁私商不得越境、犯者死。二年五月、申嚴沿邊軍民越境私商之禁、申嚴私商販馬匹者、罪死。至元元年正月、罷南邊互市、申嚴持軍器販馬越境私商之禁。二年正月、申嚴越界販馬之禁、違者處死。十月、詔隨路私商曾入南界者、首實免罪充軍」。
- (6) 陳高華・吳泰『宋元時期的海外貿易』(天津人民出版社、一九八一年)第三章第二節、二、元代市舶法則的制訂及其主要内容。
- (7) 鄧端本「試論元代的海禁」『海交史研究』十七、一九九〇年。
- (8) 先に述べたように、違禁の出境行為一般については『明律「關津の冒頭に「私越冒度關津」律があり、「文引(出境許可證)」の不携帯と出境の形態に應じて量刑が細かく規定されている。そうでありながら「私出出境」律と「違禁下海」律を特に設けたのは、當時の北邊と沿海部の状況
- を慮つてのことである。「違禁下海」は「私越冒度關津」を沿海部に特化した用語ともいえ、その限りで「文引」を持たない非合法な出海の禁止が含意されていたことは間違いない。
- (9) 曹永和「試論明太祖的海洋交通政策」『中國海洋發展史論文集』第一輯、中央研究院三民主義研究所、一九八四年。檀上寛「方國珍海上勢力と元末明初の江浙沿海地域社會」『東アジア海洋域圈の史的研究』京都女子大學研究叢刊三十九、二〇〇三年。
- (10) 王朝成立直後のこととして、『王常宗集』補遺、送朱道山還京師序には次のようにある。「朱君道山泉州人也。以寶貨往來海上、務有信義。故凡海內外之爲商者、皆推焉以爲師。時兩浙既臣附、道山首率群商入貢於朝。上嘉納道山之能爲遠人先、俾居輦轂之下、優游詠歌以依日月余光、示所以懷柔遠人之道。海外聞之、皆知道山入貢之榮有如是也。至是海舶集於龍河而遠人之來得以望都城而瞻宮闕、且人見中國衣冠禮樂之盛、而相與詠歌之者、又不啻道山入貢之榮也」。
- (11) 註(3)、檀上論文。
- (12) 榎本涉「順帝朝前半期における日元交通」『日本歴史』六四〇號、二〇〇一年。
- (13) 洪武七年初頭にはすでに外國船の來航が禁止されており、市舶司の廢止は民間貿易の禁止を制度的に整備するための、追認的措置であつた可能性が高い。註(3)、檀上論文參

照。

(14) 註(9)、檀上論文参照。

(15) 『皇明四夷考』卷上、日本、「洪武末年、海中方〔國珍〕・張〔士誠〕諸通賊、壯者老、老者死、以故旁海郡縣稍得休息」。

(16) 一例を挙げれば、『明太祖實錄』洪武二十四年八月癸酉に次のようにある。「海盜張阿馬引倭夷入寇。官軍擊斬之。阿馬者台州黃巖縣無賴民、常潛入倭國、導其群黨、至海邊剽掠。邊海之人甚患之」。

(17) 黃中青『明代海防的水寨與遊兵——浙閩粵沿海島嶼防衛的建置與解體』(明史研究小組、二〇〇一年)第六章第一節、海禁政策的失敗。

(18) 『明英宗實錄』正統八年七月癸酉。

(19) 関連の研究は数多いが、さしあたり註(1)の佐久間論文参照。

(20) 森正夫「明末の社會關係における秩序の變動」『名古屋大學文學部三十周年記念論集』一九七八年。

(21) 漁民に對する出海禁止令(漁禁)は國初以來繰り返して出されているが、漁民の生活に直接關わるだけに、その規制は一般民衆に比べかなり緩やかだったようである。歐陽宗書『海上人家——海洋漁業經濟與漁民社會——』江西高校出版社、一九九八年。

(22) 海外貿易とは別に、沿岸貿易と海禁との關係についても諸説があつて、いまだ意見の一致を見ていない(註(34)参照)。ただし、すくなくとも「萬曆問刑條例」の(A)の文

脈からすれば、ここにいる「號票・文引」は沿岸貿易のためとは考えにくい。しかも「嘉靖問刑條例」にはこの記載がなく、「萬曆問刑條例」に至つて初めて明記されたことは、その間の隆慶年間の月港開港が影響していると考えざるを得ない。「萬曆問刑條例」にある「號票・文引」は、やはり海外貿易の許可證と見るのが妥當であろう。なお、弘治、嘉靖、萬曆の各「問刑條例」の異同については、黃彰健『明代律例彙編』(中央研究院歷史語言研究所專刊之七十五、一九七九年)が參考になる。

(23) 『籌海圖編』卷二、倭船に、「倭船過洋非月餘不可、今若易然者、乃福建沿海奸民買舟於外海、貼造重底、渡之而來。其船底尖能破浪、不畏橫風颶風、行使便易、數日即至也」とある。

(24) 嘉靖三十二年(一五五三)のこととして、鄭若曾『江南經略』卷四上、松江府海防議に、「查得沿海民竈、原有采捕魚蝦小船、並不過海通番、且人船慣習、不畏風濤。合行示諭、沿海有船之家赴府報名、給與照身牌面。無事聽其在海上生理、遇警隨同兵船追剿、則官兵無造船募兵之費、而民竈有得魚捕盜之益。此松江海洋設備之大略也」とある。

(25) 滋賀秀三「清代の法制」坂野正高・衛藤藩吉・田中正俊編『近代中國研究入門』東京大學出版會、一九七四年。

(26) 『大清會典』は『乾隆大清會典』以後、「會典」の本文と則例(事例)に分かれる。『乾隆大清會典』についていえば、『清律』の「違禁下海」に關わる條例は、『乾隆大清會典則例』卷一一四、兵部、職方清吏司、海禁の條に收載

されている。

(27) 『明世宗實錄』正德十六年九月乙亥。

(28) 例えば、范表「海寇議」(『金聲玉振集』)は次のように傳える。「如把總張四維、因與柴德美交厚而往來、五峰(直隸)素熟近、則拜伏叩頭、甘爲臣僕。爲其送貨、一呼即往、自以爲榮。矜挾上下、順逆不分、良惡莫辨、法禁之壞、至此極矣」。

(29) 最近の朱統研究としては、山崎岳「巡撫朱統の見た海——明代嘉靖年間の沿海衛所と「大倭寇」前夜の人々——」(『東洋史研究』六十二卷一號、二〇〇三年)を舉げておきたい。

(30) 出海容認派の一人戸部主事唐樞は、「備倭之法、防海之禁、斤斤明于國初。然寇未嘗絕何也、夷夏有無之互以通也……。寇與商同是人也。市通則寇轉而爲商、市禁則商轉而爲寇、始之禁禁商、後之禁禁寇、寇勢盛(『籌海圖編』卷十一、經略一、敘寇原)と述べ、倭寇の弊害をなくすためには貿易を許可すべきだと強調する。一方、出海反對派の歸有光は「又謂宜開互市、弛通番之禁、此尤悖謬之甚者……。況亡命無籍之徒、違上所禁、不顧私出外境下海之律、買港求通、勾引外寇、釀成百年之禍、紛紜之論、乃不察其本、何異揚湯而止沸、某不知其何說也。唯嚴爲守備、鴈海龍堆、截然夷夏之防、賊無所生其心矣(『震川集』卷八、論禦倭書)」と反論する。以上は兩派の代表的な見解にすぎず、各派の中にもさまざまな意見があつて論點は多岐にわたる。この論争については、陳尙勝『「懷夷」與「抑商」

——明代海洋力量興衰研究——」(山東人民出版社、一九九七年)第七章「籌海之爭」を参照されたい。

(31) この文言を一躍有名にしたのが、朱統の「我朝立法垂訓、尤嚴夷夏之防、至今海濱父老相傳、國初寸板不許下海、歷代承平、蓋有由也(『璧餘雜集』卷二、議處夷賊以典刑以消禍患事)」という言葉である。

(32) 註(31)参照。

(33) 例えば鄭若曾『鄭開陽雜著』卷四、日本國論に「太祖惡之(日本)、著爲訓、絕不與通、命信國公湯和經略海防、嚴下海通番之禁」とある。

(34) 日本の學界には先の「寸板不許下海」の文言を、嘉靖時代の海禁強化策の中から生まれた慣用句にとらえ、明初の實情には適合しないと理解する向きがある(註(1)、佐久間著書。鄭樑生『明・日關係史の研究』雄山閣、一九九五年)。中でも佐久間氏の著書二三〇頁では「その海禁令も、明初には「下海通番之禁」に限られていたが、中期以後とくに嘉靖年間にはその禁令強化をはかり、「不許寸板下海」といわれ、内地沿岸航路の交易にまで強制擴大されるようになった」と述べる。氏は明初には沿岸貿易が許されていたと考えており、そこから外國貿易の禁止を特に「下海通番の禁」と表現されたわけだが、この見方はいくつかの點で問題がある。十六世紀以後の用語を無前提に明初に適用し、それを沿岸貿易の存在の根據としていることが一つ。今一つは、沿岸貿易も明初の一時期には間違いなく禁止されており(この點については稿を改めて論じた

い)、明初の高禁は決して氏のいうような緩やかなものではなかったことである。高禁は時代とともに強化されたのではない。國初の徹底した状況が一旦弛緩し、その對策を練る中で、國初の高禁の嚴格さが先の文言をもって再認識されたと考えるべきであろう。その意味では、「寸板不許下海」は嘉靖期というよりは明初の状況を指す文言であることを、ここであらためて強調しておきたい。

- (35) 川越泰博『明蒙交渉下の密貿易』『明代史研究』創刊號、一九七四年。

- (36) 松本隆晴『明代北邊防衛體制の研究』(汲古書院、二〇〇一年)第七章「翁萬達と嘉靖年間の馬市開設問題」。

- (37) 岩井茂樹「十六・十七世紀の中國邊境社會」小野和子編『明末清初の社會と文化』京都大學人文科學研究所、一九九六年。

- (38) 註(36)、松本論文參照。

- (39) 『籌海圖編』を見ても、「東南事體、絶與西北諸邊不同。西北諸邊、雖是兵財殫弱、而成法具在、儲糧畜兵、歲有畫一、只是廢墜不舉耳(卷十一、經略一、足兵餉)」とか「東南之倭寇、猶西北之匈奴、詛詐勇猛、強不可禦、乘風迅速、來不可測。故我朝備倭、北自山東南抵閩廣、規畫經制、不減西北(卷十二、經略二、降宣諭)」等々、南北を比較しての議論は枚舉に遑がない。

- (40) 『萬曆大明會典』卷一三三、兵部十五、鎮戍七、各鎮通例、邊禁。

- (41) 明代の互市については註(36)の松本論文、および田村

實造「明と蒙古との關係についての一面觀——特に馬市を中心として——」(『史學雜誌』五十二編十二號、一九四一年)、林章「明代後期の北邊の馬市について」(『名古屋大學文學部研究論集(史學)』二一、一九五二年)などを參照。

- (42) 月港での徵稅機關については、註(1)佐久間著書の第二編第五章「明代後期における漳州の海外貿易——蕭基の恤商策について——」、および註(30)、陳尙勝著書の第八章「月港開放」などを參照されたい。

- (43) 密貿易の根據地であった月港については、すでに開港以前の嘉靖三十一年(一五五二)に靖海館が置かれ、福建省各府の通判が輪番で巡察に當たつて監視を行った。四十二年には海防同知を置いて靖海館を海防館に改めたが、十分な成果が得られないことから、四十四年に漳州府の龍溪縣と漳浦縣のそれぞれ一部を割いて、新縣が設けられることになった。月港を中心とする海澄縣であり、この新縣設置で月港の管理體制が確立したことが、月港開放の背景にはある。註(42)の佐久間、陳論文參照。なお啓蒙書の類であるが、李金明『漳州港』(福建人民出版社、二〇〇一年)も參考になる。

- (44) 許宇遠『敬和堂集』卷五、疏通海禁疏。

- (45) 復活後の市舶司は洪武七年以前のそれと異なり、『大學衍義補』卷二十五、市糴之令に「蓋用以懷柔遠人、實無所利其入也」とあるように、朝貢制度の管理を主要な業務とした。海外貿易の管理機關というよりは、明を中心とする世界秩序確立の一環として復活されたと見るべきだろう。

- なお明代の市舶司については、陳尙勝『閉關與開放——中國封建晚期對外關係研究——』（山東人民出版社、一九九三年）卷二「論明代市舶司制度的演變」参照。
- (46) 註(3)、檀上論文。
- (47) 『アジア歴史事典』（平凡社、一九五九年）の「海禁」

- の項目。
- (48) この問題についての最新の成果として、岩井茂樹「十六世紀中國における交易秩序の模索——互市の現實とその認識——」岩井茂樹編『中國近世社會の秩序形成』（京都大學人文科學研究所、二〇〇四年）を挙げておきたい。

**THE FORMATION AND BACKGROUND OF THE MING DYNASTY
CONCEPT OF MARITIME EXCLUSION: FROM A PROHIBITION
ON VOYAGES IN FOREIGN WATERS 違禁下海 TO A
PROHIBITION ON VOYAGES FOR TRADING
WITH FOREIGNERS 下海通番**

DANJO Hiroshi

Maritime exclusion 海禁 is the general term used for the national maritime control policy instituted by Ming and Qing dynasties. In previous studies of Ming maritime exclusion, the role of maritime exclusion has been viewed as vaguely uniform across time and unvarying. It has been dealt with, at best, in terms of the strengthening or relaxing of its restrictions, or has been used as data in arguments concerned with international trade or coastal defenses. Moreover, the assumption that maritime exclusion was uniform has resulted in a number of misapprehensions such as taking later examples of maritime exclusion to speculate on that of the early Ming, treating the goal of maritime exclusion as if it were from the start designed to control smuggling, or seeing the state as having a monopoly on trade. All this results from dealing with maritime exclusion as an abstraction rather than in historical context.

The origin of the term “maritime exclusion” does not derive from the early Ming. It came into general use from about the mid-16th century. Scholars and bureaucrats when faced with the turmoil of the so-called “northern and southern barbarians” 北虜南倭 and pressed to come up with a policy to deal with them adopted a policy of “border exclusion” 邊禁 to regulate peoples and armies on the northern frontier, and in turn they adopted a policy to prohibit setting sail from the southeastern coast that was called the “prohibition of sailing to foreign ports” 下海通番之禁 or simply “maritime exclusion.” Thus, the term “maritime exclusion” was born out of the arguments over how to deal with the turmoil on the coast and in contrast with the already extant “border exclusion,” which had had great influence. In this sense “border exclusion” and “maritime exclusion” fed off one another, and it is possible to understand them as paired terms.

A new policy was instituted in the north and south in the latter half of the 16th century when peace was established with the Mongols on the northern border and trade opened, and on the southern coast when the port of Yue 月港 in

Zhangzhou 漳州 was opened. It was under these circumstances that the entries for the terms border exclusion and maritime exclusion first appeared in the *Wanli Daming huidian* 萬曆大明會典, which was compiled at the close of the 16th century. The creation of entry for maritime exclusion in the *Huidian*, which should be considered a national survey, verifies the fact that the concept of maritime exclusion was without doubt recognized by the state. Moreover, it demonstrates that maritime exclusion had been repositioned within a new policy framework that was based on the will of the nation state. Maritime exclusion had existed in reality since the early Ming, but the appearance of the term in the latter half of the 16th century and its entry into the *Wanli Daming huidian* signaled its final conceptualization. To that extent, maritime exclusion is not a mere proper noun but is instead an excellent example of useful historical concept reflecting the sixteenth century.

THE PROBLEM OF PIRACY AND THE RYUKYUS DURING THE QING DYNASTY, VIEWED FROM THE STANDPOINT OF THE STUDY OF MARITIME REGIONS

MAEHIRA Fusaaki

In recent years attention has been focused on the movements of people and trade in the maritime regions of the world thus promoting a reevaluation of the concept of history as the study of a single nation and seeing historical studies from a standpoint that supersedes national borders. Works such as Murai Shōsuke's *Kokkyō o koete: Higashi Ajia kaiiki sekai no chūsei* (1997), Yi Young's *Wakō to Nichirai kankeishi* (1999), Osa Setsuko's *Chūsei kokkyō kaiiki no Wa to Chōsen* (2002), Seki Shūichi's *Chūsei Nitchō kaiikishi no kenkyū* (2002) etc., have been published recently. The results of these studies have shed new light on the reality of diplomatic missions, merchants, piracy (specifically Japanese pirates, *wakō*) and the problem of repatriation of those who drifted ashore in foreign lands.

Although the need to accumulate further data and develop a new methodology are pressing concerns in implementing a history of maritime regions, I have limited my focus here to the problem of piracy that occurred in Chinese coastal waters and attempted to clarify the historical reality. From the point of view of maritime piracy, one must note that there existed an intimate link between acts of piracy and private trade by maritime merchant powers that had replaced the royal